

葉山町立葉山小学校いじめ防止基本方針

いじめ

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、留意点として、喧嘩やふざけであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめと言う言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行います。いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- ・ 交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・ 障害のある児童、帰国子女児童・外国人児童、性同一性障害・性自認にかかる児童、東日本大震災被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見にも努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。加えて、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

① 児童対象いじめ等アンケート調査 年3回

② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査を年3回実施

③ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

* スクールカウンセラー・教育相談コーディネーターの活用等

- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
- ② 本人やその保護者への面談での確認で、被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

なお、いじめが解消している状態とは、一つの段階に過ぎないので、再発の可能性を踏まえ、継続して該当児童を注意深く観察する必要がある。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 発信者の匿名性が高く、児童が行動に移しやすい特性がある一方、発信された情報が急速に広がってしまい、消去が困難なこと。一つの行為が被害者にとどまらず、家庭・学校・地域社会にも多大な被害を与えること。刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ること。これらインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

- ・ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効

的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止等対策委員会」の構成

校長、教頭、支援委員会担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、該当児童学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
※ ただし、検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針の検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告
- ・ 再発防止に向けた取組検討
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、葉山町教育委員会を通じて町長に報告し、葉山町教育委員会と協議の上「いじめ等調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ等調査委員会」の構成

事案内容により構成員については葉山町教育委員会と検討し、校長が任命します。構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

*校長、教頭、教育相談コーディネーター、養護教諭、該当児童学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町教育委員会指導主事、町教育研究所指導員・相談員、等

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその

保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

- ・ 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・ 再発防止に向けた取組検討

5 取組みの検証

- ・ いじめの早期発見に関する取組みやいじめの再発防止に関する取組みについて、適正に評価します。特に、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき、調査をしないまま重大事態ではないという断言はしないよう留意します。

6 その他

このいじめ防止基本方針を平成26年4月25日に定める。改定については、いじめ防止等対策委員会及び職員会議にて検討し、校長により決定するものとする。

平成29年4月17日 一部改訂